

福井圏域合併協議会委員等の費用弁償等に関する規程

(趣旨)

第1条 福井圏域合併協議会規約(以下「規約」という。)第17条第2項の規定に基づき、福井圏域合併協議会(以下「協議会」という。)の委員及び監査委員(以下「協議会委員等」という。)の報酬及び費用弁償の額、支給方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会委員等の報酬は、日額6,000円とする。ただし、規約第7条第1項第1号及び第2号に規定する委員並びに福井県職員から選任された委員については、これを支給しない。

(費用弁償の額)

第3条 協議会委員等が会議等に出席したときの費用弁償は、日額2,000円とする。ただし、規約第7条第1項第1号に規定する委員及び福井県職員から選任された委員については、これを支給しない。

2 協議会委員等が、協議会の職務を行うために出張したときは、会長の属する市、町又は村の規定により、市町村長がこれを行うときの例により、費用弁償として支給する。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、報酬及び費用弁償の額、支給方法等に関し必要な事項は、会長の属する市、町又は村の例によるものとする。

附 則

この規程は、平成16年11月22日から施行する。